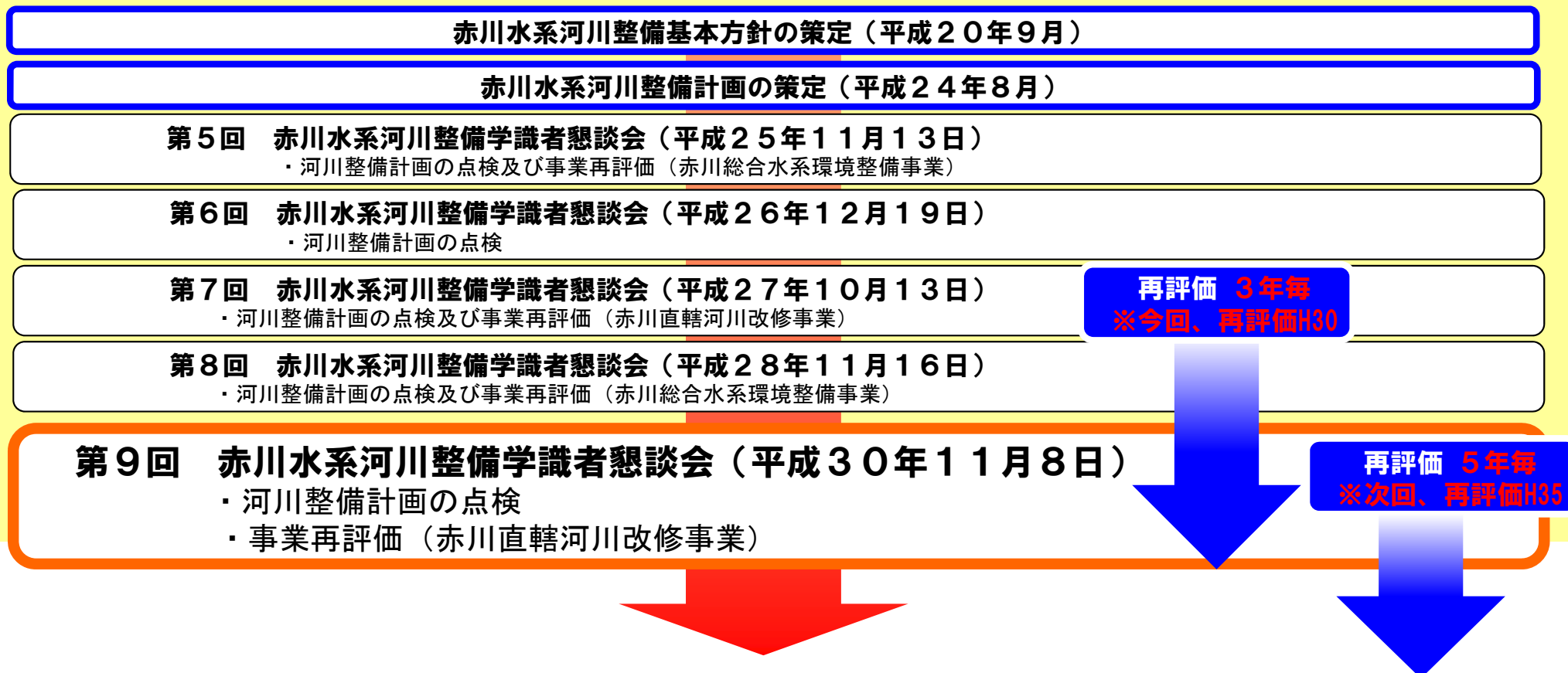


赤川水系河川整備学識者懇談会規約より抜粋

第2条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」の案及び山形県知事が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（県管理区間）」の案について意見を述べるとともに、**河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする**。また、河川整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業のうち、**再評価**、事後評価の対象事業の**評価を行い**、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

◆H30.3.30付け「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」の改訂に伴い、5年毎に事業評価を審議頂くこととなりましたが、前回（H27.10）費用便益分析の効率化を実施したため、今回ご審議頂くものです。



事業評価監視委員会(再評価の実施要領 抜粋)

【報告】 審議は赤川水系河川整備学識者懇談会で行い、東北地方整備局の事業評価監視委員会へ結果を報告。

■ 再評価

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。